慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 中近世ヨーロッパ都市の慈善と救貧：<br>ブルッヘの<聖霊ターフェル>の活動を中心に |
| Sub Title | Charity and social assistance in a late medieval and early modern city : the poor tables of Bruges |
| Author | 河原, 温(Kawahara, Atsushi) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 2018 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.87, No.3 (2018. 2) ,p.121(345)- 140(364) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | シンポジウム「環地中海都市の慈善と救貧：中世から近世へ」 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20180200-0121 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

シンポジウム「環地中海都市の慈善と救貧――中世から近世へ――」

# 中近世ヨーロッパ都市の慈善と救貧

## ――ブルッヘの〈聖霊ターフェル〉の活動を中心に――

河原　温

### はじめに

中近世ヨーロッパ社会における貧困と貧民への対応、すなわち慈善・救貧をめぐる問題は、一九世紀後半から論じられてきた重要な社会史的テーマの一つである。特に二〇世紀後半に入って、フランスのM・モラやB・ゲレメクを中心とする貧困と貧民および周縁集団に関する研究成果をきっかけとして、ヨーロッパ各国で、数多くのモノグラフが刊行されてきた。M・モラは、一二・一三世紀のヨーロッパにおける施療院建設の波に代表される〈慈善革命〉の進展と一六世紀前半における公権力の救貧政策の変容という二つの転換期を軸に一二世紀から一六世紀における聖俗権力による救貧のポリティクスの変容を論じ[1]、とりわけ一三世紀に都市に定着して説教活動を行った托鉢修道会による慈善・救貧への思想的貢献に注目した。また、B・ゲレメクは、中世後期における経済危機と貧困化が貧民に対するネガティヴな対応を促進し、貧民概念の変容が生じていったとする社会経済的プロセスを検討し、パリを中心に中世後期の都市における慈善と救貧のポリティクスを明らかにした[2]。両者の研究に触発され、一九八〇年代以降もヨーロッパ各国では個別都市の研究に関する実証的研究が行われてきたと言えよう[3]。

本稿では、最近刊行された二冊の論集（S・ファーマー編『中世ヨーロッパにおける貧困へのアプローチ：複雑性、矛盾、変容』とF・アマナーティ編『一三世紀か

ら一八世紀のヨーロッパにおける救済と連帯』）から、最近二〇年間のヨーロッパ中世都市における慈善・救貧研究の動向を概観した後、筆者が専門としているネーデルラント都市、特にブルッヘの慈善・救貧の在り方を事例として取り上げ、中近世ヨーロッパ都市における慈善・救貧研究の一つの方向性を示すことにしたい。(4)

## 一　ヨーロッパ中世都市の慈善と救貧
### ――最近の論点をめぐって

モラとゲレメクの研究を出発点としつつ、一九九〇年代以降の研究は、中世の貧困と救貧をめぐる彼らの見解に地域的差異に基づくニュアンスを付け加えてきた。二〇一一年のリーズの中世学会におけるセッションの報告集である『中世ヨーロッパにおける貧困へのアプローチ』から、近年の動向を概観しよう。

まず、貧民・病者など社会的弱者の収容施設としての役割を果たした施療院（*hospital*）の設立の状況について、フランスに関するF－O・トゥアッティ、D・ル・ブレヴェック、A・ソーニエ、スペイン（カタルーニャ）に関するJ・ブロッドマン、イングランドに関するS・ワトソン、イタリアに関するJ・ヘンダーソンらの諸研究が、一二世紀から一三世紀にかけてのヨーロッパにおける重要な慈善・救貧活動の変容の規模や衝撃についてより詳細なデータを提示してきた。例えば、イングランドでは、S・ワトソンが論じているように、施療院のような固有の慈善施設は一〇八五年以前には存在しなかったが、一二〇〇年までに四〇〇を数えるまでに増加したという。東南フランス地域においては、D・ル・ブレヴィックによれば、修道院や教会組織から独立した施療院は、一一〇〇年にはわずか二施設であったが、一二〇〇年までに二三施設、一三〇〇年までには九六施設にまで増加した。またレプラ施療院（らい施療院）の数も、O・トゥアッティによると、北フランスのサンス管区（サンス他七つの教区を含む）だけで、一一〇〇年には五施設であったものが一三〇〇年初頭には四〇〇近くにまで増加したのである。J・ブロッドマンもカタルーニャ地方について、J・ヘンダーソンもトスカーナ地方について同様の慈善施設の増加現象を確認している。(5)

一三世紀における托鉢修道会の救貧・慈善に果たした役割については、「貧民」に対する肯定的、否定的態度の両面が見出されることを踏まえつつ、托鉢修道会自体が施療院建設の波にいかに貢献したかをめぐって、地域

によりその評価は賛否両論で、なおニュアンスを含むものとなっている。[6]

また、ゲレメク以来論じられてきた、中世後期以降生じたとされる貧民観の変容については、以前として議論が継続している。一四世紀半ば以降、断続的に流行したペスト（黒死病）による人々の死亡率の高まりを貧困と栄養不良が促進したことは、モラやグルメク（医学史）らによって既に指摘されてきた。加えて、一三四九年のイングランドにおける抑圧的な労働立法の発布が近世に至る貧民抑圧の傾向の開始を示す指標の一つであるという点も支持されてきた。しかし、近年では、浮浪を禁止する法令の発布はイングランドではすでに一三世紀にその根を有しているとする新たな見解が提出されている。また、一四世紀後半以降頻発する経済的貧困に基づく民衆反乱については、北西ヨーロッパと南欧の比較研究を行ったS・K・コーンが都市と農村の反乱の性質を区別した上で、地域による差異に注意を向けている。[7]

中世後期（一四・一五世紀）の施療院の状況については、モラがかつて論じたように、北フランスやイングランドでは、戦争と飢饉による打撃と収入の減少により多くの施療院が経営の危機に瀕したとされる。北イタリアや東南フランスでは、逆に中世後期の経済的、社会的危機にもかかわらず、慈善活動の波は一四世紀以降も継続し、一四、一五世紀の二世紀の間一二・一三世紀より多くのそして重要な施療院の設立が見られたという。[8]また、一四世紀以降、多くの施療院で「真の貧民」以上に「恥を知る貧民」（*pauperes verecundi ; shame-faced poor*）と呼ばれた「やむを得ず貧困に落ちた貴族や中上層市民」への支援がなされ始めたことがブロッドマンらにより指摘されている。[9]以上のような近年の救貧と慈善をめぐる研究動向を踏まえ、本書では、（1）一二―一三世紀における慈善施設の叢生の地域的動向、（2）ジェンダー的視点から検討される中世盛期以降の貧困・貧民問題、（3）中世後期の都市貧民の日常の生活水準の視点からする中世後期の貧困問題をめぐる認識、（4）貧困と慈善活動のパターンに関するカトリック・キリスト教社会とユダヤ（およびイスラーム）社会との比較史的関心からするアプローチという四つのテーマが九編の論考により検討されている。

本書の成果はいくつか指摘できるが、特に（1）と（4）の課題に関連して一二・一三世紀に施療院が各地で創建されていくいわゆる「慈善革命」（M・モラ）の展

開の中で「慈善」（*caritas*）と「貧民」（*pauperes*）の概念史的再検討が行われ、その一例としてA・R・グレイが一二世紀のメッスで活動したユダヤ人ラビ（メッスのエリーゼル）の視点から、施療院に受け入れられた「救済に値する貧民」の概念を取り上げて分析している点が注目される。[10]（2）の課題では、遺言書の分析から男性以上に女性の慈善活動への参与の度合いの高さがロンドンやパリについて指摘されている。（3）の課題については、S・コーンやP・セラフィマ・イ・バリウスらがフィレンツェやバルセロナを素材として、経済的条件と政治的条件の組み合わせの中で、中世後期における都市の富と貧困の問題が都市ごとに検討されることの重要性を指摘している。また、一五世紀の都市経済と民衆の生活水準が従来考えられてきた以上に上向きであったとする見解は、興味深い。[11]

次に、F・アマーティー編『一三世紀から一八世紀における救済と連帯』は、ダティーニ国際経済史財団主催の研究集会（二〇一一年）の報告集であり、ヨーロッパを中心にオスマン帝国まで含めた広範な地域の前近代（一三世紀から一八世紀）の貧困とその対応をめぐる社会経済史的分析を課題としている。五つのセッションからなる報告では、（1）救貧組織の類型と制度的発展、（2）救貧組織の財政、（3）救貧組織の管理運営、（4）救貧組織が当該社会と経済において果たした役割とその影響、（5）インフォーマルな救貧の在り方などが論じられている。扱われた地域の広さと時代幅の長さのため、統一的な方向性が示されているわけではないが、本書の成果として、以下の点を指摘しておきたい。まず第一に、これまで中近世ヨーロッパの救貧史研究が、カトリック圏とプロテスタント圏といった宗派的区分や、西欧、東欧、地中海地域といった地域的区分に分けられてそれぞれ別個に論じられる傾向が強かったのに対し、地域的差異を超えてなお共通する要素を抽出していこうとする試みが行われていることである。とりわけ、都市の施療院の制度的、財政的機能の比較検討がなされていること、兄弟会や地縁的組織によるインフォーマルな救貧の取り組みの事例の比較が試みられていることは、今後の救貧研究にとって示唆的と言えよう。第二に、中世ドイツのユダヤ人共同体における救貧組織（*Hekdesh*）やオスマン帝国の救貧施設（*Imaret*）が取り上げられており、[12]宗教的差異による慈善・救貧の在り方の比較研究への方向性が意図されていることである。

以上、近年刊行された二冊の論集の成果を踏まえながら、本論では今回のシンポジウムのテーマ（環地中海世界の慈善と救貧―中世から近世へ―）に即して、中世後期のヨーロッパ都市における慈善と救貧活動の事例を紹介したい。対象とするのは、ヨーロッパにおいて北イタリアとともに中世後期に最も都市化の著しかったネーデルラント諸都市であり、その中で、インフォーマルな救貧組織すなわち小教区ごとに組織された教区貧民救済組織である〈聖霊ターフェル〉（*Heilige Geest tafels/Holy Spirit Tables*）ないし〈貧者のターフェル〉（*armen-tafels/The Poor Tables*）の活動に注目する。[13]

## 二　中世ネーデルラント都市の救貧組織
## ――〈収容型〉と〈分配型〉

中世初期以来、ヨーロッパにおいて、もっぱら教会、修道院により担われてきた慈善と救貧の活動は、一二世紀以降、都市化の進行に伴ってさまざまな都市住民の社団（*corporate bodies*）によっても組織され始める。ネーデルラント都市では、フランドル伯をはじめとする君侯や教会諸組織による不定期に行われた喜捨とともに、都市自治体や富裕市民、ギルドなどがそれぞれ様々なカテゴリーの「貧民」救済にかかわっていった。[14] そうした慈善と救貧の形式として、都市全体から貧民（「キリストの貧者」）・病者・巡礼を受け入れた施療院のような〈収容型〉の施設と貧民（世帯）に直接物資を提供した〈分配型〉の組織に大別することができる。〈収容型〉は、施療院（*hospital, hospice, almshouse, God's House, maison Dieu*）と総称されるが、中世中期以降しだいに、巡礼、らい者（*leper*）、捨児（*orphan*）、視覚障がい者（*blind*）、精神疾患病者（*insane*）、改悛した娼婦（*repentant prostitute*）など特定のカテゴリーの社会的弱者を対象とする専門的施設へと分化していった。

また、〈分配型〉は、教会組織や君侯、都市のギルドや兄弟会、富裕市民などによる貧民への直接的喜捨（*alms*）や、本論であつかう〈聖霊ターフェル〉のように特定の貧民へ直接的な物資・貨幣の給付・分配を行った組織である。

表1は、中世後期の南北ネーデルラントにおける主要な四都市の慈善・救貧組織を示したものである。これらの都市では、多くの施療院が、修道院、君主などの財政的援助によるよりも、富裕市民の喜捨によって運営され

表１　中世ネーデルラントの四都市の主要な救貧施設・組織

| 都市名 | 施療院 | らい施療院 | 捨児院 | 視覚障害者院 | 聖霊ターフェル | ギルド | 兄弟会 | 人口 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ブルッヘ | (10) | 1 | 1 | 1 | 5 | 55 | 18 | 46,000 |
| ヘント | (31) | 1 | 2 | 1 | 7 | 58 | 40 | 64,000 |
| スヘルトーヘンボス | 3 | (1) | (1) | …… | 5 | (30) | (10) | 20,000 |
| レイデン | 3 | 1 | (1) | …… | 3 | 35 | 55 | 12,000 |

典拠：Marechal［1982］; Galvin［1998］; Van Steensel［2013］; 河原［2001］［2014］

ていた。例えばヘントの場合、知られている三一の施療院（*hospitaal*）のうち修道院付属の施療院は三つにすぎず、都市当局、同業ギルドや兄弟会（およびベギン会）によるものが全体の半数の二一施設、富裕市民（都市貴族）個人によるものが七施設を占めていた。[15] また、貧民や病者など本来救済の対象とされた者のほかに、富裕な老齢市民が受禄者（*prevendary*）としてこうした施療院に居住する権利を得ることも多くなっていくのである。[16]

市民による施療院への喜捨は、当該施療院の礼拝堂や市民個人の祭壇の創設、寄進者（市民）の魂の救済のための日々の祈り（ミサ）の設定と結びついていた。[17] 施療院は、らい施療院や精神疾患者用施設のように、社会的隔離のため都市当局が独自に設立した施設を除けば、一般に富裕な俗人市民個人の遺贈により創建され、運営されたケースが多い。こうした施療院は、何よりも「命日ミサ」（*anniversary mass, jaerghtijd*）のような寄進者の魂の救済のための祈りの場として機能したのである。また、施療院は、寄進者（*benefactor*）ばかりではなく、入所者の魂の世話のために必要とされる典礼的業務のため、しばしばアウグスティヌス会の会則を採用していた。その運営には教会組織の支援が必要とされ、教区教会や在俗聖職者などが施療院の日常の活動に関わり続けることになった。しかし、ネーデルラント特にフランドル都市の施療院においては、通常、施設の院長（*provisor*）や監督者（*overseer*）は、一二世紀から都市の有力市民が担っていたことに注目しておきたい。[18]

施療院は、通常老齢や失業により貧困化した都市民に居住の場を提供し、時には衣食と暖房用の燃料を提供した。こうした施設に受け入れられた貧民の数は、施設ごとにきわめて多様であり、ブルッヘの場合、一二世紀に

創建された聖ヨハネ施療院（*Sint Jans hospitaal*）は、一四世紀に七五床の寝台を備えた大規模な施設となった。[19] 中世においては一台の寝台に二、三名が収容されたため、実質的には、同施療院だけで一五〇から二〇〇名程度の貧民が受け入れられたと考えられる。しかし、他の施療院特に同業ギルドによる施設は、原則老齢ないし病気の同職のメンバーのみを受け入れており、実質的に十数名程度を受け入れていたにすぎない。[20]

施療院は、病気の貧民だけではなく、旅行者・巡礼に宿を提供し、捨児の養育や高齢者のため養老院としての機能を果たすなど、中世後期の都市社会において様々な役割を果たしていた。しかし、ネーデルラントとイングランドの施療院を比較検討したヴァン・ステーンセルも指摘するように、いずれの都市においても、こうした慈善施設の数は限定されており、援助を必要とした者をすべてカヴァーするには十分ではなかったと言えるだろう。[21]

## 三　「聖霊ターフェル」による教区貧民救済
### ――ブルッヘの事例から

さて、中世後期の都市において、施療院とは別個に小教区の住民を対象に慈善・救貧活動を行った注目すべき地縁的組織として、「聖霊ターフェル」（*Tables of the Holy Spirit ; Heilig Geesttafels ; Tables de Saint-Esprit*）ないし「貧者のターフェル」（*Poor Tables ; armentafels, Tables des pauvres*）というインフォーマルな組織がネーデルラント（および北フランスの一部）とカタルーニャ地方で知られている。[22] これまで中世都市の慈善・救貧史では必ずしも注目されてこなかったが、近年ネーデルラントのみならず、イタリアやイングランドにおいて小教区単位での救貧活動が注目されつつある。筆者は、かつてフランドル都市ヘントの聖霊ターフェルについて検討したが、その後、ブルッヘの聖霊ターフェルについての詳細な研究がアメリカの研究者M・ガルヴィンによりなされ、[23] 比較研究が可能となってきた。以下では、ブルッヘの聖霊ターフェルの活動とその意義について、ヘント、レイデン、スヘルトーヘンボスの聖霊ターフェルとの比較を交えつつ、見ていきたい（表1参照）。

聖霊ターフェルは、ネーデルラント都市において一二世紀後半以降、小教区をベースに組織された教区限定の慈善・救貧組織である。その主な活動は、教区教会の入口において、一年を通じて定期的に教区在住の特定の「貧民」にパンやビール、肉などの食料や、靴をはじめ

とする衣料品、暖房用の燃料（泥炭など）、現金（貨幣）などを分配し、死者を埋葬する一方、霊的機能として聖霊ターフェルへの寄進者・遺贈者のための命日ミサ（*anniversary mass, jaargetijd*）を行っていた。施療院とは異なり、組織に固有の建物を所有せず、教区教会をベースとして活動したことが特徴的である。

ネーデルラントでは、イングランドやイタリアと異なり、聖霊ターフェルがベースとした小教区の数が少なく、ヘントで七、ブルッヘで五、レイデンで三、スヘルトーヘンボスで五つしかなかった。ロンドンは一〇七、ノリッジは四六、フィレンツェは六二、パリは三四の小教区に分けられていたのと比べるとネーデルラント都市の小教区の広さと他地域に比べたその数の少なさは明らかである。こうした小教区単位での救貧活動は、ネーデルラントとは異なり、イングランドでは一六世紀半ば以降にようやく展開されることになることも比較史的には注意すべき点であろう[24]。

では、ブルッヘの聖霊ターフェルは都市の小教区という場で如何なる活動を行ったか。

（a）慈善・救貧活動

聖霊ターフェルの最も重要な活動は、上述のように、小教区の「貧民」に対する必要物資の供給、死者の埋葬にあった。分配物は、ターフェルの通常収入により購入された物資や、寄進者により彼らの魂の救いのためターフェルに提供された物資であった。ブルッヘでは五つの小教区（ノートルダム［聖母］、聖ヒリス、聖ヤコブ、聖サルヴァトール［救世主］、聖ワルブルガ）のターフェルがそれぞれ活動していたが、一年のうち、毎日曜日（五二週）、そして待降節（*Advent*）と復活祭（*Easter*）の間の毎週月曜日と金曜日が年間の定期的な分配日であった。また、ターフェルごとに異なるが、教会の典礼の暦に従って、重要な年祝祭日である聖母マリアの祝日［三月二五日、八月一五日、九月八日など］、聖ヨハネの祝日［六月二四日］、万聖節［一一月一日］、聖エリギウスの祝日［一二月一日］、聖木曜日［復活祭前の木曜］など多くの聖人の祝日に分配がなされた。さらに、ターフェルに遺贈した寄進者たちによる個々の守護聖人の祝日や、寄進者の埋葬命日に分配が行われることもあった。こうしたターフェルによる分配は、収支の記録の残っている一五世紀を通じて維持されており、定期的な分配日

は年間百日を超えていたと考えられる。[25]

分配の対象となった物資（食料品）は、一定の量のパン（小麦、ライ麦）と肉（豚、鶏）が基本であったが、待降節の期間は肉に代えてバターや魚（ニシン六尾）が分配されている。ターフェルは、その他に、靴、衣類、泥炭（暖房用の燃料）、現金（貨幣）なども不定期に分配しており、その援助は、貧民の日常生活を補う日用品を中心としていたことがうかがえる。

表2　ブルッヘのターフェルによる受禄者

| 年代 | ノートルダム教区 | サルヴァトール教区 |
|---|---|---|
| 1356年 | 80人 | …… |
| 1404 | …… | 78 |
| 1417 | 180 | 95 |
| 1446 | 226 | 137 |
| 1447 | (50) | …… |
| 1455 | 245 | (150) |
| 1475 | (40) | (178) |
| 分配物資：小麦(パン)、肉、バター、ニシン、卵、豆；布、靴；泥炭 | | |

典拠：Galvin［1998］p. 45

ターフェルが毎週分配した物資の受禄者（*prebendary*）の数については、各ターフェルで様々であり、一般化は困難であるが、ガルヴィンの試算によると、一四世紀半ばから一五世紀におけるブルッヘの二つの主要な教区（ノートルダム教区、サルバトール教区）における分配を受け取った受禄者の数は、表2のようになる。同時期のブルッヘの他の三教区（ヒリス、ヤコブ、ワルブルガ）のターフェルの記録が得られていないため、ブルッヘの都市全体でどれだけの貧民が救済の対象となったかは不明である。ただ、これらの三教区のターフェルは、一五世紀に残されている会計記録の収支の規模の小ささから、ノートルダム、サルヴァトール両教区に比べ、より限定された分配を行っていたと推定される。したがって、ブルッヘのターフェルにより毎週定期的な救済の対象となった受禄者は、一五世紀に年間最大一八〇人程度であったと言えよう。こうした受禄者が世帯主とすると、その家族（中世フランドル都市の平均世帯構成数は、約四名）を含めた被救済者数は、ガルヴィンに従えばおよそ七〇〇／九〇〇人程度と考えられる。[26] この数字は、一四世紀末のブルッヘの総人口（三八〇〇〇人）からする

表３　ブルッヘのノートルダム教区のターフェルによる貧民の埋葬者

| 年代 | 大人 | 子供 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 1424 | …… | …… | 70/80（人） |
| 1438 | …… | …… | （500） |
| 1450-51（年） | 10（人） | 22（人） | 32（人） |
| 1451-52 | 19 | 31 | 50 |
| 1452-53 | 47 | 41 | 88 |
| 1453-54 | 52 | 55 | 107 |
| 1454-55 | 19 | 13 | 32 |
| 1455-56 | 11 | 15 | 26 |
| 1475-76 | 33 | 26 | 59 |
| 1476-77 | 37 | 31 | 68 |
| 合計 | 228 | 234 | 462 |

典拠：Galvin［1998］pp. 59-61

と約二％にあたるが、中世後期のネーデルラント都市の貧困の割合をW・ブロックマンスとW・プレヴニールにより見積もられたように一〇％程度とするならば、ブルッヘ全体の貧民層の五分の一程度がターフェルの救済の対象になったと言える[27]。その意味で、ブルッヘのターフェルが提供した救貧は、選択された貧民を部分的に支えたに過ぎなかったということになろう。

ターフェルの慈善活動として、今一つ重要であったのが、貧民の埋葬である。中世都市の貧民は、彼らの死に際して必ずしも血縁者や聖職者に看取られ、埋葬されたわけではなかった。ターフェルは、中世において付け加えられた「七つの愛徳」の一つとしての貧しい死者の埋葬に貢献したのである。死者の埋葬については、会計記録に部分的に記されているにすぎないため、一五世紀のブルッヘにおいて、毎年何人の貧民がターフェルにより埋葬されたかは不明である。しかし、一五世紀半ばのノートルダム教区のターフェルにより埋葬された貧民（大人と子供）について埋葬経費の支払い記録から知られるデータから、ガルヴィンは、ノートルダム教区において年間一三人から六〇人ほどを恒常的に埋葬していたと考えている（表３）[28]。

以上から、ターフェルによって埋葬された貧民の数は、年により大きく変動していたと言えよう。しかし、一五世紀を通じて、貧民の埋葬が、中世キリスト教における「七つの愛徳」の一つとして、ターフェルの衣食の分配と同様ターフェルの行う重要な仕事となっていたことは間違いない[29]。その他に、ノートルダム教区のターフェルが、一四七五年頃から貧しい子女の結婚のための支出を

行っていたことも付け加えておこう。[30]

また、こうした貧民への物質的給付と引き換えに、ターフェルは、寄進者たちの霊的救済に貢献した。ブルッヘのターフェルでは、寄進者のおよそ五分の一が彼ら自身の永続的な「命日ミサ」(*anniversary mass*, *jaergetijd*)の設定のために貧民への遺贈の他に追加の寄進を行っていた。教区の貧民への慈善(*charity*)と寄進者の魂のための年ミサを行う「祈りの共同体」(*community of prayer*)という複合的役割をターフェルは担っていたのである。

寄進者による年ミサの設定の一例として、ブルッヘの聖ヒリス(*Sint Gillis*)教区のターフェルに対してなされたJan de Hondと妻のKatheline の寄進を見てみよう。[31] 彼らは、一四一八年八月二四日に二ポンド一九スー四・五ドゥニエをターフェルに寄進した。寄進の条件は、彼らの死(埋葬)の記念日に毎年、聖ヒリス教区教会で彼らのために教会の鐘が鳴らされ、追悼ミサ(*requiem mass*)が執り行われるべきこと、ミサのため、ターフェルの監督者(*dismeester*)が、一ポンド相当の蠟燭を購入し、彼らのためのミサの間に四本の蠟燭がつけられること、当該ミサを執行する教区司祭や鐘つき人たちに対して手当が与えられることであった。[32]

このように、ターフェルは、「祈りの共同体」として、貧民への物的救済と寄進者の霊的救済を組み合わせ、寄進者の魂のための祈り手として寄進者の親族や同業者仲間たちのみならず、ターフェルの監督者、そして寄進の対象となった貧民たちを相互に結びつけることになった。ターフェルへの寄進者たちは、彼らの世俗の財を永遠の財(救い)へと転換しえたと言えよう。

それでは、ターフェルが救済の対象とした「貧民」とはどのようなカテゴリーの人々であったか。ブルッヘやヘントでは、彼らは、史料で「恥を知る家住み貧民」(*shame-faced house-poor ; pauperes verecundi, scamele huusweken, povres honteux*)と呼ばれた者たちである。[33] 彼らの大半は、都市の最底辺を構成した無産の賃金労働者、物乞いなどではなく、教区に住居があり、その大半が世帯をもつ中下層の職人・商人たちから成っていた。彼らは、恒常的な貧民であったというよりは、老齢、病気、失業、世帯主の死亡等何らかの事情で経済的貧困状態に陥った者たち(世帯)であり、[34] ゲレメクの言う中世後期にうみだされていく「構造的貧民」を必ずしも含むものではなかったのである。

（b）収支

中世ブルッヘのターフェルの収支記録は、ほぼ一五世紀（一四〇二―一四七五年）に限られ、五つのターフェルごとに残された会計年度は多様である。そのうち聖サルヴァトール（一四〇二―一四三〇、一四三八、一四四二―一四五一、一四七〇―一四七五年）と聖母（ノートルダム）（一四一七―一四一九、一四二三―一四二九、一四三二―一四三六、一四三八―一四四〇、一四四二―一四四六、一四五三―一四五五年）の二つのターフェルの会計記録（収入と支出）のみ長期的に残されている。[35] これらの会計記録の検討からガルヴィンは、いくつかの特徴を指摘している。

まず収入に関しては、ブルッヘのターフェルの主たる収入源（全体の六〇～七〇％）は、都市内外に所有された不動産からの定期金（*renten*）収入であり、寄進者の遺言や遺贈による収入は、収入額の一〇％以下であったことである。この点は、ヘントやレイデンのターフェルにおいても指摘されており、聖霊ターフェルという救貧組織が、年毎の遺贈や教区教会への献金等によるよりもむしろ、その創設当初から所有する資産に基づいて運営されていたことを示唆している。また、ターフェルは教区ごとに独立した組織であり、その資産と運用はそれぞれのターフェルにゆだねられていた。そのため教区ごとにターフェルの財政状況は多様であり、最も富裕なターフェル（ブルッヘでは、ノートルダム教区）と最も貧しいターフェル（聖ヒリス教区）の間の財政的格差は四倍以上の開きがあったことが確認できる。この点は、支出においても同様であり、ブルッヘでは、教区ごとに救貧（物的給付）のための支出は大きく異なっていたのである。[36]

支出については、以下の点が重要である。ターフェルの支出額に占める食料品をはじめとする貧民への物的給付額の割合は、ターフェルごとに、また年度ごとに異なっており、ブルッヘの場合、ターフェル同士の状況の比較が可能な一四五一―一四五三年の時期に、五六％～八〇％（ノートルダム教区：五六％、ヒリス教区：六七％、サルヴァトール教区：八〇％）と高い水準で推移していた。比較史的にみると、ヘントで最も富裕な聖ニクラース教区のターフェルが支出の四三％、一六世紀メヘレンの聖ペテロ教区のターフェルが五四～七一％、他の教区のターフェルで三〇～五〇％、スヘルトーヘンボスの聖ヤコブ教区のターフェルで二一％、ブリュッセルの聖ヤ

コブ教区で五四％と見積もられており、ブルッヘのターフェルは、一五世紀半ば、ネーデルラント諸都市の中で相対的に、高い割合を維持していたといってよい。また、寄進者の記憶の追悼のために設定された命日ミサなどに関するターフェル側の出費は、支出額の五％程度にすぎず、多くのミサの経費が寄進者自身による遺贈により賄われていたことをうかがわせること[37]、ターフェル自体の必要経費（教区教会の修理費など）の支出も限定されており、年間を通じて多くの金額が貧者への給付に効果的に支出されていたと考えられる。一五世紀半ばのデータのみではあるが、中世後期のブルッヘにおいて貧困を生み出しつつあった社会経済的諸条件にかかわりなく、ブルッヘのターフェルは教区において一定数の「家住み貧民」に対して安定的な扶助（*assistance*）を提供していたと言えるだろう[38]。

（c）管理運営

聖霊ターフェルは、教区教会をベースとしつつ、その実質的運営は、俗人市民によってなされていたことが特徴的である。ターフェルの活動を司った職種は三つあった。第一にターフェルの「監督役」（*dismeester ; provisor*）、第二に「収入役」（*ontfanger ; receveur*）、第三に「使用人」（*dischcnapen*）である。

監督役は、無報酬で、通常教区在住の市民から選ばれ、教区ごとに設立されたターフェルの資産と関係文書の管理、法的手続きの遂行および貧民への物資の分配などを行っていた。ブルッヘやヘントでは、「監督役」は複数の場合が多く、ターフェルの規模により、また時期によりその数は変化した。ブルッヘでは、一四世紀末までノートルダム、サルヴァトール、ヒリスの三つのターフェルでは監督者は四名、ヤコブが三名、ワルブルガが二名であったが、一五世紀にはワルブルガ以外のすべてのターフェルで監督者は三名で構成されている[39]。

監督役の任命については、定められた規約は存在せず、都市ごとに異なっていたようである[40]。ブルッヘの場合、サルヴァトール教区の一四八〇年の史料は、監督役が、教区司祭と教区の俗人名望家たちによって選出されたことを示している[41]。その点で、施療院における以上に、聖霊ターフェルでは俗人市民の主導性を認めることができるだろう。

第二に、ターフェルの財務管理を行い、収支記録を司ったのが収入役である。収入役は、監督役と同時に任命

された。この職務は一四世紀には教区司祭などの聖職者が務めていたが、一五世紀半ばまでにすべてのブルッヘのターフェルでは俗人市民が収入役を務めている。[42] 収入役は有給で、その額は、財政的にもっとも豊かだったノートルダム教区のターフェルの場合、一四一七年の史料では、年間八二ポンド（libra）であり、大工親方職の年収の二倍に相当した。[43]

「使用人」は、ターフェルで様々な雑事をこなす賃金労働者である。彼らは、貧民に分配される食糧やその他の物資を準備し、分配の前日に分配対象の貧民に告知し、分配の際には監督者を手伝い、貧民の埋葬の際にもかかわった。しかし彼らの俸給は、高額ではなく、一五世紀の史料では、その年収は同時代の建築職人の四〇日分の俸給に相当する程度であった。[44] 以上がターフェルの活動を支えた三つの主要な職種であるが、この中で、特に重要な監督役の出自について、最後に検討しておきたい。

（d）監督役の出自

上述のように、監督役（*dismeester*）は、各教区におけるターフェルの救貧方針を決める代表者であり、誰がターフェルの援助に値するかを決定するために、教区内の住民を熟知している必要があった。監督役はどのような市民が担っていたのであろうか。

一五世紀ヘントとブルッヘについての研究から両都市では、ターフェルの果たした社会的役割が微妙に異なっており、その差異は監督役の出自の検討から明らかになる。

中世ネーデルラント都市では、市民の政治的経歴は、自身の社会的地位（職業）と密接に結びついていた。とりわけ都市政府（参事会）の役職への参与は、社会・経済的地位の高さを示す指標でありえた。ヘントやブルッヘ、ルーヴェン、スヘルトーヘンボスなどフランドル、ブラバント諸都市において一三世紀以来都市の自治的機関の中枢をなした参審人団体（*schepenen*）のメンバーとなった者は、都市の様々な役職を占めた比較的少数の富裕者の家系（都市貴族）に属していた。ヘントやブルッヘでは、一四世紀以降参審人団体に多くの同業ギルドの親方層をはじめとする中産市民層も参入していったことが知られているが、参審人の多くは、一五世紀においても特定の富裕な階層によって構成されていた。

ヘントのターフェルの監督役についてみると、七つのターフェルがそれぞれ四名の監督役が選ばれたが、一四

世紀後半から一五世紀半ばまでの間に監督役を務めたのは、半数以上が有力な参審人家系であった。彼らのうちには、都市貴族以外に商人層や同業ギルドの親方も含まれていたが、彼らも中産市民層の中で政治的有力者層を構成しており、都市政治における社会的階梯上昇の途上で、ターフェルの監督役を経験していたと考えられる。[45]

これに対し、ブルッヘのターフェルの監督役についてプロソポグラフィーによる分析を行ったガルヴィンによれば、ブルッヘでは、監督役は、もっぱら都市の中産商人・職人であって、都市の上部の政治機構（参審人団体）にはまれにしか関わらなかった社会集団から選出されていた点が特徴的である。[46]表3はブルッヘの最も富裕な教区であったノートルダム教区のターフェルの監督者の職業（一三三八―一四七七年）を示しているが、その職種が判明する一三三名のうち、商工業者が全体の九一％（一二一名）を占め、上層市民たる *poorters* は、数名にすぎなかったのである。さらにブルッヘのターフェル全体の傾向についてみると、一三八五年から一四五〇年までの時期にブルッヘの五つのターフェルの監督役を務めた九〇名のうち、二〇％のみが都市の統治機構（参審人団および顧問団）の役職経験者であった。さらに、その九〇名中職業が判明する六六名についてみると、約六〇％は毛皮商、香料商、金銀細工師などの奢侈品の生産者ないし販売者であるが、国際商業都市ブルッヘにおける代表的職種であった商業仲介人（*brokers*）や有力富裕市民（*poorters*）は合わせて一〇名（一一％）にすぎなかったのである。[47][48]

以上から想定されるブルッヘのターフェルの監督役とは、ヘントの事例とは異なり、必ずしも都市政治へ密接に関わった有力市民（名望家）によって占められた職務であったわけではなく、むしろ地元の教区に根差した小間物商、毛織物業者、建築関係者（大工、石工、鍛冶匠など）、肉屋やパン屋といったまさに「上位の中産市民層」（*upper middle class*）のメンバーによって務められ、運営されたように思われる。ヘントとブルッヘにおけるこうした担い手の差異は、おそらく中世後期の両都市の異なる政治的、経済的、社会的構造に由来していた。

中世後期のヘントは、毛織物工業に依存した工業都市かつ食料（穀物）取引の中心都市として地域経済の雄であり、当時ネーデルラント諸邦の政治的支配者となっていたブルゴーニュ公にも軍事的に対抗した最も強力な政治的都市であった。ヘントのターフェルは、そうした政

治的支配層（都市貴族と商人および有力な手工業者ギルドの親方層）による都市支配（貧民・下層民のコントロールという都市当局側の権力構造）システムの一端を構成していたと考えられる。ヘントのターフェルによる貧民（受禄者）の選別は、個別の教区にとどまらない広範な都市政策と結びついた有力市民の手に属していたのである。[49]

これに対し、中世後期のブルッヘは、国際商業都市として機能し、国際商業、地方市場、毛織物工業の三部門がバランスよく営まれていたため、特定の政治的有力者層による都市政治の支配は、ヘントにおけるほど強力ではなかった。その結果、ブルゴーニュ公支配下のネーデルラント諸都市のなかで、ヘントほど政治的な紛争と社会的格差をめぐる闘争が生じなかったと考えられる。ブルッヘでは、ターフェルは、都市当局の権力構造に属する組織として貧民層の社会的コントロールを行うというより、教区という都市のサブ・システムにおいて教区民相互の水平的な社会的絆の維持と強化に貢献したと言えるだろう。[50]

## おわりに

中世ネーデルラント都市の聖霊ターフェルは、教区単位のインフォーマルな貧民救済組織として、都市ごとに多様な存在形態をとっていた。これまで、ヘント、ブルッヘのターフェルについて比較しながら見てきたが、一五世紀のルーヴェン、ブリュッセル、レイデン、スヘルトーヘンボスなど他のブラバントやホラントの諸都市におけるターフェルの機能とのさらなる比較検討により、聖霊ターフェルという地縁的かつインフォーマルな慈善・救貧組織の中世ヨーロッパ的特性が明らかになると思われる。また、一五世紀ブルッヘのターフェルの活動が、都市経済の衰退へ向かう一六世紀初頭以後どのように変容していったのかについて、まだ詳細な研究はなされていない。さらに、近世のヨーロッパにおける救貧施設管理の集権化、貧民の選別化の問題と教区レベルの救貧システムの相互関係の解明も今後の課題と言えよう。[51]

### 註

（1）M. Mollat, *Études sur l'histoire de la pauvreté. Moyen Age–XVIe siècle*, 2vol., Paris, 1974 ; Id., *Les pauvres au Moyen Age. Étude sociale*, Paris, 1978.

（2） B. Geremek, *Les marginaux Parisiennes au Moyen Age*, Paris, 1976 ; Id., *Les fils de Cain. L'image des pauvres et de vagabonds dans la literature européenne du XVe au XVIIe siècle*, Paris, 1991 ; Id. *Potence ou la pitié. L'europe et pauvres du Moyen Age à nos jours*, Paris, 1987（B・ゲレメク『憐れみと縛り首―ヨーロッパ史の中の貧民―』早坂眞理訳、平凡社、一九九三年）。

（3） 代表的な研究・論集として、A. Sounier, *"Le Pauvre Malade" dans le cadre hospitalier médiédval : France du Nord, vers 1300-1500*, Paris, 1993 ; J. Henderson, *Piety and Charity in Late Medieval Florence*, Oxford, 1994 ; R. Jütte, *Poverty and Deviance in Early Modern Europe*, Cambridge, 1994 ; M-L. Windemuth, *Das Hospital als Träger der Armenfúrsorge im Mittelalter*, Stuttgart, 1995 ; A. J. Grieco e L. Sandri（eds.）, *Ospedali e città. L'Itlaia del Centro-Nord, XIII-XVI secolo*, Firenze, 1997 ; O. P. Grell & A. Cunningham（eds.）, *Health Care and Poor Relief in Protestant Europe, 1500-1700*, London-New York, 1997 ; F-O. Touati, *Maladie et société au Moyen Age : la lèpre, les lépreux et les leproseries dans la province ecclésiastique de Sens jusqu'au milieu du XIVe siècle*, Paris, 1998. J. Dufour & H. Platelle（dir.）, *Fondations et œuvres charitables au Moyen Age*. 1999 ; B. A. Hanawalt, Reading the Lives of the Illiterate : London's Poor, *Speculum*, 80-4, 2005, 1067-1086. Watson, S. The Origins of the English Hospital, *Transactions of the Royal Historical Society*, 16, 2006, 75-94. F. Rexroth, *Deviance and Power in Late Medieval London*, Cambridge, 2007 ; J. Brodman, *Charity and Welfare : Hospitals and the Poor in Medieval Catalonia*, Philadelphia, 1998 ; Id. *Charity and Religion in Medieval Europe*, Washington D. C., 2009 ; D. Le Blévec, *Le part du pauvre : l'assistance dans les pays du bas-Rhône du XIIe siècle au milieu du XVe siècle*, 2 vols., Rome, 2000 ; S. Farmer, *Surviving Poverty in Medieval Paris : Gender, Ideology, and the Daily Lives of the Poor*, Ithaca, 2001 ; P. Helas & G. Wolf（Hrsg.）, *Armut und Armenfürsorge in der italienischen Stadtkultur zwischen 13. und 16. Jahrhundert*, Frankfurt A. M., 2006 ; F. Michaud, Le pauvre transformé : les hommes, les femmes et la charité à Marseille, du XIIIe siècle jusqu'à la Peste noire, *Revue historique*, 650, 2009, 243-290 ; M. McIntosh, *Poor Relief in England, 1350-1600*, Cambridge, 2012. Keyvanian, C., *Hospitals and Urbanism in Rome, 1200-1500*, Leiden, 2015 ; Dyer, C. Poverty and its Relief in Late Medieval England, *Past and Present*, 216, 2015, 41-78. S. M. Brasher, *Hospitals and Charity. Religious Culture and Civic Life in Medieval Northern Italy*, Manchester, 2017. 田中峰雄「中世都市の貧民観」中村憲二郎編『前近代の都市と社会層』（京都大学人文科学研究所、一九八〇年、一一四九頁）；河原温『中世フランドルの都市と社会―慈善の社会史―』中央大学出版部、二〇〇一年；高橋友子「一五―一七世紀ヨーロッパ・カトリック圏における慈善観と慈善活動」『社会経済史学の課題

と展望』（社会経済史学会編、有斐閣、二〇〇二年）、三五〇―三六〇頁。武内亜裕美「一六世紀初頭ウィーンの救貧制度改革―Bürgerspitalを中心に―」『聖心女子大学院論集』三一―一、二〇〇九年、一一〇―一三五頁。長谷部史彦編著『中世環地中海圏都市の救貧』慶應義塾大学出版会、二〇〇四年。

（4） S. Farmer (ed.), *Approaches to Poverty in Medieval Europe : Complexities, Contradictions, Transformations, c. 1100–1500*, Turnhout, 2016 ; F. Ammannati, (a cura di) *Assistenza e Solidarietà in Europa secc.XIII–XVIII*, Firenze, 2013.

（5） 上記注3の文献を参照。

（6） Farmer, *Approaches to Poverty*, p. 5 ; Brodman, *Charity and Religion*. pp. 267–285.

（7） Farmer, *op. cit*. p. 6.

（8） Farmer, *op. cit*., p. 6.

（9） Brodman, *Charity and Welfare*, p. 5.

（10） A. M. Gray, R. Eliezer of Metz's Twelfth-Century Exclusion from Charity of the Jewish *Avaryan B'mezid* ("Deliberate Transgressor"), in Farmer (ed.) *op. cit*., pp. 67–89.

（11） S. K. Cohn Jr., Rich and Poor in Western Europe, ca. 1375–1475 : The Political Paradox of Material Well-Being, in : Farmer (ed.), *Approaches to Poverty*, pp. 145–173 ; P. Serrahima i Balius, The *Almoina* of Barcelona during the Catalan Civil War (1462–1472) : Changes and Continuities in the Conception of Catholic Poor Relief in Late Medieval Europe, in : Farmer (ed.), *op. cit*., pp. 175–205 ; Dyer, Poverty and its Relief, pp. 41–78.

（12） M. Toch, Social Assistance, Welfare and their Economic Background : the Jewish Case in Medieval Europe, in : *Assistenza e solidarietà*, pp. 419–424 ; A. Singer, What is the Price of a Free Lunch? The Cost of Serving and Consuming Meats in Ottoman Public Kitchens (*imaret*), in : *Assistenza e solidaietà*, pp. 277–289.

（13） 河原温『中世フランドルの都市と社会―慈善の社会史―』（中央大学出版部、二〇〇一年）第四章がくントの聖霊ターフェルを分析している。

（14） G. Maréchal, Armenzorg in de Zuidelijke Nederlanden, *AGN*, vol. 4, Haarlem, 1982, 268–282. ; J. K. Kossmann-Putto, Armenzorg in de Noordelijke Nederlanden, *AGN*, vol. 4, 1982, 254–268 ; W. Blockmans & W. Prevenier, Poverty in Flanders and Blabant from the 14th to the mid-16th Century, *Acta Historicae Neerlandicae*, 10, 1978, pp. 20–39. ; A. Van Steensel, Variations in Urban Social Assistance. Some Examples from Late Medieval England and the Low Countries, F. Ammannati (ed.), *Assistenza e solidaritetà*, pp. 139–141 ; J. Haemers & W. Ryckbosch, A targeted public : public services in fifteenth-century Ghent and Bruges, *Urban History*, 37–2, 2010, pp. 218–225.

（15） 河原『中世フランドルの都市と社会』三七頁。

（16） こうした「受禄者」の問題については、河原同書、六

四―六五頁、およびブルッゲの事例について、G. Maréchal, *De Sociale en politieke gebondenheid van het Brugse hospitalwezen in de Middeleeuwen*, Kortlijk, 1978を参照。

(17) 河原、前掲書、六一―六五頁。

(18) Maréchal, Armenzorg in de Zuidelijke Nederlanden, 1982, p. 280.

(19) Maréchal, *De sociale en politieke gebondenheid van het Brugse hospitaalwezen*, 1978. を参照。

(20) ネーデルラント都市では、他にベギン会による救貧施設・組織が重要な役割を演じていた。W. Simons, *Cities of Ladies : Beguine Communities in the Medieval Low Countries, 1200-1565*, Philadelphia, 2001, p. 77 ; Haemers & Ryckbosch, op. cit., pp. 218-219. ベギン会の救貧活動については、邦語の研究として上條敏子『ベギン運動の展開とベギンホフの形成』、刀水書房、二〇〇一年を参照。

(21) Van Steensel, op. cit., p. 143. ネーデルラントの都市の施療院による救済の効果についての議論として、W. Blockmans & W. Prevenier, Poverty in Flanders and Brabant, 1978, pp. 20-39 ; D. Nicholas, *Medieval Flanders*, London, 1992, pp. 272-273, 367-370を参照。

(22) 聖霊ターフェルの概念及び研究史については、J-M. Tits-Dieuade, Les tables des pauvres dans l'anciens Pays-Bas au Moyen Age, *Tijdschrift voor Geschiedenis*, 1975 および河原温「中世後期南ネーデルラントにおける教区貧民救済―ヘントの聖霊ターフェルについて―」『史学雑誌』九五―九、一九八六年、四二―七一頁を参照。カタルーニャについては、J. Brodman, *Charity and Welfare in Medieval Catalonia*, 1998を参照。

(23) M. Galvin, *The Poor Tables of Bruges, 1270-1477*, Ph. D. Dissertation, Columbia University, UMI, 1998 ; Id. Credit and Parochial Charity in Fifteenth-Century Bruges, *Journal of Medieval History*, vol. 28, 2002, pp. 131-154. Id. The Administration of Parochial Charity in Burgundian Flanders, in : R. Howell et al. (eds.), *History in Dutch Studies*, Lanham, 2003, pp. 51-61.

(24) Van Steensel, op. cit., p. 14.

(25) Galvin, *The Poor Tables of Bruges*, pp. 43-46.

(26) Galvin, *op. cit.* p. 49.

(27) W. Blockmans & W. Prevenier, Poverty in Flanders and Brabant, pp. 20-57. 同じ時期のヘントの七つの教区のターフェルが、全体で約六〇〇世帯（二四〇〇人）を救済したとするデ・ウィルデの研究（De Wilde, 1980）および河原前掲書、一四二頁を参照。

(28) Galvin, *op. cit.*, pp. 58-60.

(29) 一四世紀前半のフィレンツェにおいて、同様に教区レベルで、貧民の埋葬を行ったのが「焼き栗兄弟団」（Company of Roast Chestnut）であった。J. Henderson, The Parish and the Poor in Florence at the time of the Black Death : the case of S. Frediano, *Continuity and Change*, 3-2, 1988, pp. 247-272.

(30) Galvin, *op. cit.*, p. 66.

(31) Archief, OCMW, Brugge, Dis Sint Gillis, Fondatiën, 3,

4.（Galvin, *op. cit.*, pp. 68–69 より引用）。

(32) Galvin, *op. cit.*, pp. 68–69. 同様の命日〝サ（jaargetijde）の設定にもとづくターフェルの霊的機能について、近年同じ一五世紀ケントのノートルダム教区のターフェルの事例研究を行った H. Franck, Memoria et caritas. Jaargetijden als armenzorg in de Onze-Lieve Vrouweparochie te Gent in de late middeleeuwen, *Handelingen der Maatschappij voor Geschiedenis en Oudheidkunde te Gent*, 67, 2013, pp. 29–57. が興味深い。

(33) 河原、前掲書、一一三頁；J-M. Tits-Dieuaide, Les tables des pauvres, p. 582 ; Galvin, The Administration of Parochial Charity in Burgundian Flanders, pp. 51–52.

(34) 同じカテゴリーに、一五世紀のイタリア都市（フィレンツェ）では、手工業者だけではなく、零落した貴族層も含まれていた。A. Spichiani, The "Poveri vergognosi" in Fifteenth-century Florence, in : T. Riis（ed.）, *Aspects of Poverty in Early Modern Europe*, 1981, pp. 119–182. を参照。

(35) 他の三つの教区に残されているターフェルの収支記録は以下の通りである。聖ヤコブ（一四一一年、一四五九—一四七四年）、聖ヒリス（一四五三年）、聖ワルブルガ（一四九〇年代）。

(36) Galvin, *op. cit.*, pp. 79–86.

(37) Galvin, *op. cit.*, pp. 94–95.

(38) Galvin, *op. cit.*, pp. 103–104.

(39) Galvin, *op. cit.*, p. 108.



(40) ルーヴェンでは、都市参事会が監督役を任命している。またメヘレンでは各教区の「有力な教区民」により監督役が選出された。

(41) Galvin, *op. cit.* p. 109.

(42) Galvin, *op. cit.* pp. 113–115.

(43) Galvin, *op. cit.*, p. 117.

(44) Galvin, *op. cit.*, p. 121.

(45) M. Boone, *Gent en de Bourgondische hertogen, ca. 1384–ca. 1453*, Brussel, 1990, 99–101.

(46) Galvin, *op. cit.*, pp. 212–214.

(47) Poorters は、中世後期のブルッヘにおいて不動産や商業への投資を基盤とした在地の富裕有力家系であり、参審人をはじめとする都市の政治的役職者を数多く輩出していた。

(48) Galvin, Parochial Charity in Burgundian Flanders, p. 55.

(49) Boone, *op. cit*. pp. 99–101 ; Galvin, Parochial Charity, p. 56.

(50) Galvin, Parochial Charity, p. 58 ; J. Haemers & W. Ryckbosch, A targeted public : public services in fifteenth-century Ghent and Bruges, pp. 223–224.

(51) R. Jütte, *Poverty and Deviance*, pp. 129–131.